

[参考 1]

在 留 資 格 一 覧 表

在留資格	在留資格に該当する者	在留期間
4-1-1	外交官，領事官，これらの者の随員，これらの者の家族	任務にある期間
4-1-2	日本政府が承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者，その家族	任務にある期間
4-1-4	観光，保養，スポーツ，親族の訪問，見学，講習又は会合への参加，業務連絡その他これらに類似する目的をもって，短期間本邦に滞在しようとする者（本邦において報酬を受ける活動に従事する者は除く。）	90日，60日，30日又は15日
4-1-5	貿易，事業又は投資活動を行う者（企業の管理者や経営者）	3年，1年，6月又は3月
4-1-6	留学生（短期大学以上の教育機関等で研究を行い，又は教育を受ける者）	1年，6月又は3月
4-1-6-2	公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者	1年，6月又は3月
4-1-7	学術研究機関又は教育機関で研究の指導又は教育を行う者（短期大学以上の教育・研究機関で，専任の講師，助教授又は教授の職にある者）	3年，1年，6月又は3月
4-1-8	芸術上又は学術上の活動を行おうとする者（音楽，美術，文学，科学その他の芸術上又は科学上の高度な活動を行う者）	1年，6月又は3月
4-1-9	収入を伴う演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行を行う者（歌手，タレント等の芸能人，ボクサー，レスラー等のプロスポーツマン及びこれらの者のマネージャー，裏方，付人等）	60日，30日又は15日
4-1-10	宗教上の活動を行うために外国の宗教団体から派遣された者（宗教上の活動として無報酬で教育活動，医療活動を行うために所属宗教団体から派遣された者を含む。なお，国内の宗教団体から招へいされた者は含まれない。）	3年，1年，6カ月又は3カ月
4-1-11	外国の新聞，放送，映画その他の報道機関の派遣員として派遣された者（国内の報道機関から招へいされた者やフリーライターは含まれない。）	3年，1年，6月又は3月
4-1-12	産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために国内の公私の機関により招へいされた者	3年，1年，6月又は3月
4-1-13	熟練労働に従事する者（例えば，中華料理やフランス料理のシェフや洋菓子工など。なお，一般に単純労働者の入国は認められていない。）	1年，6月又は3月
4-1-14	永住しようとする者	永 久

在留資格	在留資格に該当する者	在留期間
4-1-15	在留資格4-1-5から4-1-13までに該当する者の配偶者及び未成年の子で配偶者のないもの（いわゆる被扶養者。未成年者でも大学に入学したり、就職したり、他の在留資格に属する活動を行う場合は含まれない。）	扶養者の在留期間と同期間
4-1-16-1	日本人の配偶者又は子（日本人の家族として本那に在留する場合）	3年，1年，6月又は3月
4-1-16-2	昭和27年法律第126号第2条第6項に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの又は昭和28年政令第404号第14条に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの	3年
4-1-16-3	法務大臣が特に在留を認める者（他の在留資格に該当しない者、例えば医師、語学学校教師、各種学校生徒、日本人等の扶養親族などに与えられる。）	3年以内の範囲で個々の指定される。

(注) 1. 在留資格4-1-〇とは、出入国管理及び難民認定法第4条第1項第〇号に該当する在留資格の意味である。なお、在留資格4-1-16-〇とは、出入国管理及び難民認定法施行規則第2条〇号に該当する特定の在留資格の意味である。

2. 「協定永住」とは、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）第1条の許可を受けているものをいう。
3. 「一時庇護」とは、出入国管理及び難民認定法第18条の2の許可を受けているものをいう。
4. 「その他」とは、登録記録の該当欄に記載のない者であり、主として「法126号2条6項該当者」である。「法126号2条6項」は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）第2条第6項の略であり、平和条約の発効により日本の国籍を喪失する朝鮮半島・台湾出身者で終戦前（昭和20年9月2日以前）から引き続き本邦に在留している者及びこれらの者の子は、別に法律で定められるところによりその在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができることを規定している。

[参考 2]

職業分類の内容例示

職業名	職業例示
医療・保健技術者	医師，歯科医師，獣医師，薬剤師，助産婦，保健婦，栄養士，看護婦，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，臨床検査技師，衛生検査技師
技術者	鉱山技術者，金属製錬技術者，機械技術者，電気技術者，化学技術者，建築技術者，土木技術者，農林技術者，情報処理技術者
教員	幼稚園教員，小学校教員，中学校教員，高等学校教員，大学教員，盲・ろう・養護学校教員，各種学校教員 (学校の事務職員及び技術職員は除く。)
芸術家・芸道家	彫刻家，画家，工芸美術家，デザイナー，写真家，カメラマン，音楽家，舞踊家，俳優，演芸家
文芸家・著述家	小説家，シナリオ作家，作詩家，音楽評論家，経済評論家，翻訳作家，劇作家，編集者
記者	新聞記者，雑誌取材記者，ルポライター
科学研究者	医・薬学研究者，工学研究者，化学研究者，物理学研究者，経済学研究者，教育研究者，史料研究者，国語研究者
宗教家	カトリック司祭，司教，神父，宣教師，牧師，伝導師
その他専門家・技術家	弁護士，公認会計士，税理士，保母，職業スポーツ家，個人教師
管理的職業従事者	社長，取締役，監査役，団体理事，大学理事，部長，課長，支店長，工場長
事務従事者	一般事務員，会計事務員，集金人，各種メータ検査員，速記者，タイピスト，電子計算機等操作員
貿易従事者	輸出業者，輸入業者，貿易商，バイヤー（貿易業者）
販売従事者	小売店主，卸売店主，飲食店主，販売店員，行商・露店販売従事者，再生資源卸売・回収従事者，商品仲立人，外交員，不動産仲介人・売買人，質屋店主・店員
農林業従事者	農耕・養蚕作業者，養畜作業者，植木職，造園師，育材作業者，伐木・造林作業者，集材・運材作業者，製炭・製薪作業者

漁業従事者	漁ろう作業員，海草・貝採取作業員，漁ろう船の船長，航海士・機関士，水産養殖作業員
採鉱・採石従事者	採鉱員，採炭員，石切出作業員，じゃり・砂・粘土採取作業員，支柱員，坑内運搬員，選鉱員，選炭員
運輸・通信従事者	自動車運転者，鉄道運転従事者，船舶・航空機運転従事者（漁ろう船を除く）， 甲板員，船舶機関員，無線通信士，無線通信技術員，電話交換手
技能工・生産工程従事者	金属材料製造作業員，金属加工作業員，一般機械器具組立・修理作業員，電気機械器具組立・修理作業員，輸送機械組立・修理作業員，時計・計器・光学機械器具組立・修理作業員，製糸・紡織作業員， 衣服・繊維製品製造作業員，木・竹・草・つる製品製造作業員，パルプ・紙・紙製品製造作業員，印刷・製本作業員，ゴム・プラスチック製品製造作業員，かわ製品製造作業員，窯業・土石製品製造作業員，飲食料品製造作業員，化学製品作業員，建設作業員，定置機関・機械及び建設機械運転作業員，電気作業員
単純労働者	船内・沿岸荷役作業員， 陸上荷役・運搬作業員， 倉庫作業員，配達員，荷造工，清掃員
サービス業従事者	守衛，監視員，家事手伝い，家政婦，理・美容師，浴場従事者，クリーニング工，調理人，バーテンダー，給仕従事者，接客社交係，芸者，ダンサー，娯楽場等の接客員，物品一時預り人，旅館等の主人・番頭， 下宿・アパートの管理人・舎監・寮母，広告宣伝員
その他又は不明	職業欄に記入はあるものの分類が不能なもの。
なし	職業欄に「なし」，「無職」等の職業がない旨の表示のあるもの（斜線，主婦・学生を含む。）